

# 個人情報保護制度

# I 個人情報保護制度の利用状況

個人の権利利益の保護を図り、個人の尊重に寄与するため、平成13年4月1日に秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）が施行されましたが、条例に基づく個人情報保護制度の利用状況は次のとおりです。

## 1 請求・開示等の状況

### (1) 文書による開示請求

平成16年度の文書による開示請求は1件で、その状況は次のとおりです。

請求年月日	開示請求に係る個人情報の内容	担当課所	決定類型
平成16年 8月11日	秋田県庁職員採用行政職上級試験の第1試験の総合得点及び総合順位	人事委員会	開示

### (2) 簡易による開示請求

平成16年度の簡易開示請求の状況は次表のとおりです。

開示請求は3,388件で、すべて開示をしています。

請求内容では、公立高等学校入学者選抜学力検査が3,191件で全体の約94%を占めています。

試験等の名称	担当課所等名	開示件数	開示した内容
秋田県職員採用大学卒業程度試験第1次試験	人事委員会	39	不合格者に係る総合得点及び総合順位
秋田県職員採用大学卒業程度試験第2次試験	〃	17	受験者に係る総合得点及び総合順位
秋田県警察官A・女性警察官A採用試験第1次試験	〃	8	不合格者に係る総合得点及び総合順位
秋田県警察官B・女性警察官B採用試験第1次試験	〃	4	不合格者に係る総合得点及び総合順位
秋田県警察官B・女性警察官B採用試験第2次試験	〃	3	受験者に係る総合得点及び総合順位
秋田県職員採用短大卒業程度・高校卒業程度試験第1次試験	〃	12	不合格者に係る総合得点及び総合順位
秋田県職員採用短大卒業程度・高校卒業程度試験第2次試験	〃	11	受験者に係る総合得点及び総合順位

試験等の名称	担当課所等名	開示件数	開示した内容
秋田県職員採用大学卒業程度試験（職務経験者）第1次試験	人事委員会	5	不合格者に係る総合得点及び総合順位
秋田県職員採用大学卒業程度試験（職務経験者）第2次試験	〃	2	受験者に係る総合得点及び総合順位
秋田県職員採用高校卒業程度試験（身体障害者）第1次試験	〃	1	不合格者に係る総合得点及び総合順位
秋田県職員採用高校卒業程度試験（身体障害者）第2次試験	〃	5	受験者に係る総合得点及び総合順位
秋田県警察官A採用試験第1次試験	〃	1	不合格者に係る総合得点及び総合順位
秋田県警察官B採用試験第1次試験	〃	1	不合格者に係る総合得点及び総合順位
秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験	教育委員会 （高校教育課）	4	第1次試験の筆答試験の得点（一般教養試験、教職教養試験、教科・科目試験の各得点）
秋田県高等学校入学者選抜学力検査	教育委員会 （高校教育課）	3, 1 9 1	各教科の得点及び合計得点
秋田県調理師試験	健康対策課	4 9	総合得点及び科目別得点
秋田県毒物劇物取扱者試験	医務薬事課	4	科目別得点及び総合得点
秋田県准看護師試験	〃	2	総合得点
秋田県立衛生看護学院推薦入学試験	衛生看護学院	5	学力検査の科目別得点
秋田県立衛生看護学院一般入学試験（保健科・助産科・看護科2年課程）	衛生看護学院	7	学力検査の科目別得点
秋田県立衛生看護学院一般入学試験（看護科3年課程）	衛生看護学院	8	学力検査の科目別得点
製菓衛生師試験	生活衛生課	1	科目別得点及び総合得点
技能検定（後期）	労働政策課	3	科目別得点
技能検定（後期）	労働政策課	3	科目別得点

試験等の名称	担当課所等名	開示件数	開示した内容
秋田県立技術専門学校入学選考試験（高卒コース第1次募集）	県立技術専門学校	3	科目別得点及び総合得点
秋田県立技術専門学校入学選考試験（中卒コース第2次募集）	県立技術専門学校	1	科目別得点及び総合得点
砂利採取業務主任者試験	河川課	1	科目別得点及び総合得点
	合計	3,388	

(注) 簡易開示：実施機関があらかじめ定めた個人情報については、口頭により開示請求を行い、即時に開示を受けることができるという制度です。

## 2 実施機関別開示請求の状況

実施機関別の開示請求は、教育委員会の3,195件が最も多く請求全体の94.3%を占め、次いで人事委員会が110件で請求全体の3.2%、知事部局が84件で請求全体の2.5%となっています。

なお、次の表には、開示請求のなかった知事部局の総務部、企画振興部、農林水産部、出納局のほか、議会、選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者の各実施機関の掲載を省略しています。

区分	文書	簡易	合計
知事部局		84	84
健康福祉部		75	75
生活環境衛生部		1	1
産業経済労働部		7	7
建設交通部		1	1
教育委員会		3,195	3,195
人事委員会	1	109	110
計	1	3,388	3,389

## 3 個人情報の訂正請求、是正の申出、苦情の申出の状況

各実施機関が保有する個人情報の取扱いに関する訂正の請求、苦情の申出はありませんでした。また、是正の申出は1件あり、秋田県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で処理を行いました。

#### 4 事業者が取扱う個人情報の保護の状況

事業主に対する指導及び助言、説明又は資料提出の要求、勧告又は公表はありませんでした。

#### 5 不服申立ての状況

行政不服審査法に基づく異議申立ては1件あり、秋田県個人情報保護審査会で審査中です。

#### 6 個人情報保護審査会の運営状況

秋田県個人情報保護審査会は、秋田県個人情報保護条例第34条の規定に基づいて設置された知事の附属機関であり、平成16年度は14回開催され、4件の諮問事案を審査し、答申しています。

#### 平成16年度個人情報保護審査会の開催状況

審査会	年月日	事項
第13回	H16. 4. 22	・秋田県個人情報保護条例の改正について（諮問事項） ・脳卒中発症者通報事業における個人情報の収集について（諮問事項）
第14回	H16. 5. 28	・秋田県個人情報保護条例の改正に関する諮問事項の審議について
第15回	H16. 6. 22	・秋田県個人情報保護条例の改正に関する諮問事項の審議について
第16回	H16. 7. 26	・秋田県個人情報保護条例の改正に関する諮問事項の審議について ・異議申立てに係る諮問について
第17回	H16. 8. 23	・秋田県個人情報保護条例の改正に関する諮問事項の審議について
第18回	H16. 9. 21	・秋田県個人情報保護条例の改正に関する諮問事項の審議について ・異議申立ての審議等に係るスケジュールについて
第19回	H16. 9. 30	・秋田県個人情報保護条例の改正に関する諮問事項に対する答申案の審議について
第20回	H16. 10. 14	・秋田県個人情報保護条例の改正に関する諮問に対する答申について ・平成15年度の個人情報保護制度の運用状況について
第21回	H16. 11. 16	・会長の選任について ・会長代理の指名について ・個人情報の非開示決定等に関する諮問事項の審議について

審 査 会	年 月 日	事 項
第 2 2 回	H16. 12. 24	・ 個人情報の非開示決定等に関する諮問事項の審議について
第 2 3 回	H17. 1. 14	・ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用に当たっての条例化に係る諮問事項の審議について
第 2 4 回	H17. 1. 26	・ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用に当たっての条例化に係る諮問に対する答申について ・ 個人情報保護条例の改正について（報告事項） ・ 脳卒中発症者通報事業における個人情報の収集について（諮問事項） ・ 脳卒中発症者通報事業における個人情報の収集について
第 2 5 回	H17. 2. 16	・ 脳卒中発症者通報事業における個人情報の収集に係る諮問に対する答申について ・ 健康増進システム「指ネット」に係るオンライン結合により実施機関以外のものに個人情報を提供することについて（諮問事項） ・ 個人情報の非開示決定等に関する諮問事項の審議について
第 2 6 回	H17. 3. 25	・ 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の改正について（報告事項） ・ 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の改正について（報告事項） ・ 是正の申出に係る諮問事項の審議

【秋田県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）】

会長代理	加 賀 勝 己	弁 護 士
会 長	内 藤 徹	弁 護 士
	長 沼 誠 子	秋田大学教育文化学部教授
	福 田 光 之	（医）明和会中通総合病院副院長
	渡 部 毅	秋田経済法科大学法学部助教授

※ 任期（自：平成16年10月17日～至：平成18年10月16日）

## 7 実施機関の事務登録状況

秋田県個人情報保護条例第6条の規定に基づく、実施機関における個人情報取扱事務の登録事務数は1,741件となっております。

登録された1,741件の内訳は、知事部局が1,458件、その他実施機関が283件となっております。平成16年度末現在の実施機関別・部局別個人情報取扱事務登録件数は次のとおりです。

実施機関名	登録事務数	実施機関名	登録事務数
知事部局	1,458	議会	13
総務部	78	教育委員会	199
企画振興部	45	選挙管理委員会	21
健康福祉部	403	人事委員会	6
生活環境文化部	222	監査委員	8
農林水産部	389	労働委員会	9
産業経済労働部	144	収用委員会	4
建設交通部	157	海区漁業調整委員会	4
出納局	20	内水面漁場管理委員会	4
		公営企業管理者	15
		計	1,741

## II 資料

### 1 これまでの取り組み状況（個人情報保護審査会関係除く）

年 月	事 項
H11.8	・個人情報保護制度に関するモニターアンケート調査実施（対象者：200人）
9	・個人情報保護に関する民間アンケート調査実施〔対象事業者：313（うち県出資法人63）〕
10	・秋田県個人情報保護制度懇談会設置（以降平成12年3月までに6回開催）
H12.3	・秋田県個人情報保護制度懇談会会長から知事に対し、「秋田県における個人情報保護制度のあり方について（提言）」の提出
8	・秋田県個人情報保護制度大綱策定
9	・秋田県個人情報保護制条例（案）を県議会9月定例会に提出
10	・秋田県個人情報保護制条例（案）が県議会9月定例会で可決 ・「秋田県個人情報保護条例」公布（秋田県条例第138号）（平成13年4月1日施行） ・「秋田県個人情報保護審査会規則」の制定
11	・県出資法人に対する個人情報保護条例に関する説明会
H13.2	・条例に関する職員への説明会 ・「知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則」の制定 ・「事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則」の制定
3	・個人情報保護事務取扱要綱の制定 ・個人情報保護条例の解釈及び運用基準の制定 ・リーフレットの作成・配付（県民向け、事業者向け、職員向け） ・ポスターの作成・配付（県民向け） ・個人情報保護ガイドブックの作成・配付（事業者向け） ・「個人情報保護事務の手引き」の作成・配付 ・個人情報開示申請書等諸用紙の作成
9	・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）を9月定例会に提出 ・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）が9月定例会で可決 ・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布（平成14年4月1日施行）
H14.6	・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）を6月定例会に提出 ・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）が6月定例会で可決 ・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布（平成14年7月9日施行）
9	・個人情報の適正管理に関する研修会
H15.2	・苦情相談を受け事業者に対し指導・助言を行った
12	・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）を12月定例会に提出 ・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）が12月定例会で可決 ・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布（平成15年12月22日施行） （平成16年4月1日施行） ・苦情相談を受け事業者に対し内容の照会と資料の送付を行った
H17.2	・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）を2月定例会に提出 ・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）が2月定例会で可決 ・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布（平成17年4月1日施行） （平成18年4月1日施行）
3	・職員に対する個人情報の相談業務等に関する説明会



## 2 個人情報保護審査会の開催等状況

審査会	年月日	事項
第 1 回	12. 11. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長の選任・会長代理の指名について</li> <li>・個人情報保護審査会運営要領について</li> <li>・条例第 6 条第 3 項（登録除外事務）の規定に基づく諮問</li> </ul>
第 2 回	12. 12. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第 7 条第 2 項（センシティブ情報の取扱い制限の例外）の規定に基づく諮問</li> <li>・条例第 7 条第 3 項第 7 号（本人収集の原則の例外）の規定に基づく諮問</li> <li>・条例第 9 条第 1 項第 6 号（目的外利用、提供制限の例外）の規定に基づく諮問</li> </ul>
第 3 回	13. 12. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第 10 条第 2 項（オンライン結合）の規定に基づく諮問</li> <li>・条例第 44 条第 1 項（事業者指針）の規定に基づく諮問</li> </ul>
第 4 回	13. 1. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事以外の実施機関からの諮問</li> <li>・条例第 9 条第 1 項第 6 号の規定に基づく諮問 旧軍人軍属に係る軍歴に関する個人情報の提供について 県立の医療機関における診療情報の提供について</li> </ul>
第 5 回	13. 1. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各実施機関に対する答申文案の検討及び決定</li> <li>・条例施行に向けた準備状況等について</li> </ul>
第 6 回	13. 3. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護条例の解釈及び運用基準について</li> <li>・個人情報保護事務取扱要綱の制定について</li> <li>・簡易開示対象事務の決定について</li> <li>・県出資法人の指定について</li> </ul>
第 7 回	13. 5. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第 9 条第 1 項第 6 号の規定に基づく諮問 （知事等交際費の支出相手方に関する個人情報の提供について）</li> <li>・条例第 7 条第 3 項第 7 号の規定に基づく諮問 （新規大学等卒業予定者県内就職促進事務において卒業生の進路に関する個人情報を県内各高等学校から収集することについて）</li> </ul>
第 8 回	14. 2. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護条例の運用状況等について</li> <li>・個人情報保護に関する法制化の動向について 個人情報の保護に関する法律案の概要について 行政機関等個人情報保護法制研究会報告の概要について</li> </ul>
第 9 回	14. 6. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護条例の一部改正について</li> <li>・住民基本台帳法に基づく本人確認の保護について</li> </ul>
第 10 回	14. 11. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長の選任・会長代理の指名について</li> <li>・個人情報保護条例の運用状況等について</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について</li> </ul>
第 11 回	15. 6. 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉台帳管理システムのオンライン結合</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について</li> <li>・個人情報保護条例の運用状況について</li> </ul>
第 12 回	15. 11. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護条例の一部改正について</li> </ul>

審査会	年月日	事項
第13回	16. 4. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県個人情報保護条例の改正について</li> <li>・脳卒中発症者通報事業における個人情報の収集について</li> </ul>
第14回	16. 5. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県個人情報保護条例の改正に関する諮問事項の審議について</li> </ul>
第15回	16. 6. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県個人情報保護条例の改正に関する諮問事項の審議について</li> </ul>
第16回	16. 7. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県個人情報保護条例の改正に関する諮問事項の審議について</li> </ul>
第17回	16. 8. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県個人情報保護条例の改正に関する諮問事項の審議について</li> </ul>
第18回	16. 9. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県個人情報保護条例の改正に関する諮問事項の審議について</li> </ul>
第19回	16. 9. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県個人情報保護条例の改正に関する諮問事項に対する答申案の審議について</li> </ul>
第20回	16. 10. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県個人情報保護条例の改正に関する諮問に対する答申について</li> </ul>
第21回	16. 11. 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長の選任について</li> <li>・会長代理の指名について</li> <li>・議事録署名委員の指名について</li> <li>・個人情報の非開示決定等に関する諮問事項の審議について</li> </ul>
第22回	16. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の非開示決定等に関する諮問事項の審議について</li> </ul>
第23回	17. 1. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用に当たっての条例化に係る諮問事項の審議について</li> </ul>
第24回	17. 1. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用に当たっての条例化に係る諮問に対する答申について</li> <li>・個人情報保護条例の改正について</li> <li>・脳卒中発症者通報事業における個人情報の収集について</li> <li>・個人情報の非開示決定等に関する諮問事項の審議について</li> </ul>
第25回	17. 2. 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脳卒中発症者通報事業における個人情報の収集に係る諮問に対する答申について</li> <li>・健康増進システム「指ネット」に係るオンライン結合により実施機関以外のものに個人情報を提供することについて</li> <li>・個人情報の非開示決定等に関する諮問事項の審議について</li> </ul>
第26回	17. 3. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の改正について</li> <li>・事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の改正について</li> <li>・是正の申出に係る諮問事項の審議</li> </ul>

### 3 個人情報保護審査会答申状況一覧

答申 番号	答申年月日	諮問のあった事項	諮問実施機関	諮問年月日	諮問 番号	備考
1	H13. 1. 31	条例第6, 7, 9, 10, 44条各条関係	知事	H12. 11. 1	1~6	
2	〃	条例第9条第1項第6号関係 (旧軍人歴簿、診察情報)	知事	H13. 1. 19	7	福祉政策課 医務薬事課
3	〃	条例第6, 7, 10条の各条関係	議会	H12. 12. 15	1	
4	〃	条例第6, 7, 9, 10条の各条関係	教育委員会	H12. 12. 7	1	
5	〃	同上	選挙管理委員会	H12. 12. 20	1	
6	〃	同上	人事委員会	H12. 12. 5	1	
7	〃	同上	監査委員	H12. 12. 7	1	
8	〃	同上	地方労働委員会	〃	1	
9	〃	条例第6, 7, 9条の各条関係	収用委員会	〃	1	
10	〃	同上	海区漁業調整 委員会	〃	1	
11	〃	同上	内水面漁場管 理委員会	〃	1	
12	〃	条例第6, 7, 9, 10条の各条関係	公営企業管理 者	〃	1	
13	H13. 5. 29	条例第9条第1項第6号関係 (知事交際費支出相手方)	知事	H13. 5. 17	8	秘書課
14	〃	条例第7条第3項第7号関係 (高校生の進路区分)	知事	〃	9	雇用対策室
15	H15. 7. 1	条例第10条第2項関係 (オンライン結合による提供の 制限)	知事	H15. 3. 28	10	障害福祉課
16	H16. 10. 14	秋田県個人情報保護条例の改正 について	知事	H16. 4. 22	12	情報公開課
17	H17. 1. 26	住民基本台帳法に基づき本人確 認情報を利用する事務を定める 件について	知事	H17. 1. 13	14	市町村課
18	H17. 2. 16	条例第7条第3項第7号関係 (脳卒中発症者通報事業)	知事	H17. 1. 6	13	健康対策課
19	H17. 3. 4	条例第10条第2項関係 (健康増進システム「指ネット」 に係るオンライン結合)	知事	H17. 2. 3	16	脳血管研究 センター
20	H17. 4. 28	条例第29条第1項関係 (個人情報の取扱いの是正の申 出)	知事	H17. 1. 28	17	平鹿地域振 興局

※ 諮問11は取り下げ、諮問番号15は審査中

## 4 秋田県個人情報保護条例の改正について

### 1 改正理由

個人情報保護制度の一層の充実及び適正な運営を図り、もって県民等の権利利益を保護するため、公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えるとともに、個人情報の利用停止に係る措置及び個人情報を不当に提供した職員等に対する罰則の措置を講ずる等の必要がある。

### 2 改正内容

#### (1) 第1条による改正

##### 【利用停止請求権】

- ① 自己を本人とする個人情報の開示を受けた者（死者の個人情報については、開示を受けた遺族）は、当該個人情報（以下「条例」という。）の規定に違反して収集、保有、利用又は提供されていると料するときは、実施機関に対して、利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができることとする（第26条の7、第26条の8関係）
- ② 実施機関は、利用停止請求に理由がある場合には、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときを除き、個人情報の利用停止をしなければならないこととする（第26条の9、第26条の10関係）
- ③ 実施機関は、利用停止請求があった日から起算して30日以内に利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければならないこととする（第26条の11、第26条の12関係）
- ④ 利用停止決定等又は利用停止請求に係る不作為に対する不服申立てについて所要の措置を講ずることとする。（第29条の2～第31条関係）

##### 【職員等に対する罰則】

- ① 実施機関の職員若しくは職員であった者、指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者又は実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとする。（第52条関係）
- ② 次の場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとする。（第53条～第55条関係）
  - ア ①の者が、業務に関して知り得た行政文書に記録されている個人情報を不正な利益を図るために提供し、又は盗用したとき。
  - イ 実施機関の職員が、職権を濫用して職務の用以外の用に供するために個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したとき。
  - ウ 秋田県個人情報保護審査会の委員又は委員であった者が、職務上知り得た秘密を漏らしたとき。
- ③ 県外において①又は②ア若しくはイの罪を犯した者にも罰則を適用することとする（第56条関係）

条、第57条関係)

- ④ 不正の手段により個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処することとする。(第58条関係)

【その他】

- ① 事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該団体の役員に関する情報を条例の個人情報に含めることとする。(第2条関係)
- ② オンライン結合による個人情報の提供について、国又は他の都道府県に提供する場合には、秋田県個人情報保護審査会の意見を聴くことを要しないこととする。(第10条関係)
- ③ 公の施設の指定管理者及び個人情報を取り扱う事務の受託者は、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならないこととする。(第12条の3、第13条の2関係)
- ④ 県の職員又は職員であった者の個人情報を開示請求、訂正請求、及び利用停止請求の対象とすることとする。(第14条関係)
- ⑤ 遺族は、死者を本人とする個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求及び是正の申出をすることができることとする。(第14条、第24条、第26条の7、第27条関係)
- ⑥ 実施機関は、個人の権利利益を保護するために特に必要があるときは、非開示情報が含まれている個人情報を開示することができることとする。(第17条の2関係)
- ⑦ 事務処理上の困難等の理由がある場合の開示決定等及び訂正決定等の期限の特例措置を講ずることとする。(第19条の3、第26条の4関係)
- ⑧ 実施機関は、開示請求及び訂正請求について他の実施機関が開示決定等及び訂正決定等を行う正当な理由があるときは、当該他の実施機関に事案を移送することができることとする。(第19条の4、第26条の5関係)
- ⑨ 開示決定を受けた者は、開示決定の通知があった日から90日以内に開示を受けなければならないこととする。(第21条関係)
- ⑩ 訂正請求は、開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととする。(第24条関係)
- ⑪ 法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)の規定の全部又は一部の規定が適用されない個人情報について、条例の適用除外の措置を講ずることとする。(第33条関係)

(2) 第2条による改正

- ① 公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えることとする。(第2条関係)
- ② 犯罪の捜査又は国の重大な利益等に関する個人情報取扱事務については、個人情報取扱事務登録簿への登録を要しないこととするとともに、公安委員会又は警察本部長は、個人情報取扱事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該登録簿の記載内容の一部を記載せず、又は当該個人情報取扱事務を当該登録簿に登録しないことができることとする。(第6条関係)
- ③ 実施機関は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持(以下「犯罪の予防等」という。)を目的とするときは、思想、信条又は信教に関する個人情報等を収集し、及び本人以外のものから個人情報を収集することができることとする。(第7条関係)
- ④ 実施機関は、犯罪の予防等を目的とする等特別の理由があるときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために公的機関以外のものに個人情報を提供することができることとする。(第9条関係)
- ⑤ 開示することにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関

が認めることにつき相当の理由がある情報を、非開示情報とすることとする。(第16条関係)

- ⑥ 犯歴等に係る個人情報については、開示、訂正、利用停止及び是正の申出に関する規定を適用しないこととする。(第33条関係)

### 3 施行期日等

- (1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとする。ただし、2(2)は、平成18年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。